

# 第1回共通到達度確認試験

令和2年1月12日実施

## 刑 法

試験時間 14:20～15:10 (50分)

### 《注意事項》

#### 1. 試験時間中の途中退出の禁止，問題冊子の持ち帰り，解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは，解答が終了しても途中退出はできません。ただし，トイレ・急病等，やむをえない事情で退席される場合は，挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。

試験時間終了後は，問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

#### 2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは，HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外，シャープペンシル等）を使用した場合，採点装置で読みとることができず，無効と判断されることがあります。

試験時間中，机の上に置いておけるものは，受験票，学生証，鉛筆，メモ用のシャープペンシル，消しゴム，手動の鉛筆削り，時計（計時機能だけのもの），眼鏡だけです。その他の物（六法，筆箱，眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー，定規，ボールペン，耳せん，ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また，携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って，カバン等にしまってください。

#### 3. 解答方法

問題は，正誤問題20問と五肢択一問題10問，合計30問あります。

記載されている試験科目と問題番号，解答欄をよく確認のうえ，マークしてください。

各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は，跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

機械で採点しますので，解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明，落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが，どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで，問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は，問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

#### 4. その他

以下の行為があった場合，「失格」とし，その時点以降の受験をお断りします。また，すでに受験した部分についても無効とし，採点は行いません。

①試験中に，他人に援助を与えたり，他人から援助を受けたりした場合

②他人に代わって試験を受けた場合

③他人に対する迷惑行為を行った場合

④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等，試験監督員の指示に従わなかった場合

⑤その他，不正行為を行った場合

\* 正解および問題の解説は，本日中（20時頃まで）に公表します。法科大学院協会のウェブサイト（<http://www.lskyokai.jp/>）のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き，詳細はこちらをクリックして検索してください。

**問題 1～20** [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。ただし、争いがある場合には判例の立場によるものとする。

**問題 1**

法益侵害の危険を処罰の根拠とする犯罪であるか否かは、危険の発生が条文上要求されているか否かによって決定される。

**問題 2**

被害者にクロロホルムをかがせて気絶させ（第 1 行為）、気絶した被害者を車ごと海に転落させ（第 2 行為）、それによって溺死させる計画を立てた後、その計画どおり第 1 行為で被害者を気絶させ、第 2 行為で海中に転落させた場合には、被害者が第 1 行為により死亡した可能性があるとしても、殺人既遂罪の成立を認めることができる。

**問題 3**

警察官 A を殺害して、A の所持する拳銃を奪おうとして、洋弓銃を A に向けて発射したところ、矢は A に命中した後に A の身体を貫通し、意外な通行人 B にも命中し、A と B の 2 名が負傷したという場合、A に対する強盗殺人未遂罪に加えて、B に対する強盗殺人未遂罪も成立する。

**問題 4**

被害者が適切な行動をとることを信頼するに相当な事情がある場合、たとえ当該被害者の不適切な行動により結果が生じても、過失責任を問われないとする信頼の原則は、交通死傷事故において、行為者に交通法規違反があった場合であっても、その適用が認められ、過失犯の罪責が否定されることがありうる。

**問題 5**

正当防衛の急迫性の要件は、行為者が侵害を予期していたことにより直ちに失われるわけではなく、行為者が、その機会を利用し積極的に相手方に対して加害行為をする意思で侵害に臨んだときに限って失われる。

## 問題 6

空手の有段者である X は、夜間の路上で、酩酊した A とそれをなだめていた B とが揉み合ううちに A が塀にぶつかって尻もちをついたのを目撃して、B が A に暴行を加えているものと誤解し、A を助けるべく両者の間に割って入ったうえ、A を助け起こそうとし、次いで B のほうを振り向き両手を差し出して同人のほうに近づいたところ、同人がこれを見て防御するため手を握って胸の前辺りにあげたのを自分に殴りかかってくるものと誤信し、自己および A の身体を防衛しようと考え、とっさに B の顔面付近に当てるべく全力で空手技である回し蹴りをして、B に頭蓋骨骨折の瀕死の重傷を負わせた。X の行為はいわゆる誤想過剰防衛にあたり、傷害罪が成立し、刑法 36 条 2 項により刑が減免される。

## 問題 7

X は、金品を盗もうと考え、深夜、無人の個人商店内において、懐中電灯で真っ暗な店内を照らしたところ、商品が積んであることがわかったが、なるべく現金を盗みたいと思い、現金があるレジに近づいた。この場合、未だレジ内を物色していないので、窃盗罪の実行の着手は認められない。

## 問題 8

心神喪失とは、精神の障害により、事物の理非善悪を弁識する能力のない状態、または、この弁識に従って行動する能力のない状態をいう。

## 問題 9

A に傷害を加える旨の共謀を遂げた X と Y が、A に対して共同で暴行を加えていたところ、A の言動に激昂した Y が、殺意をもって、たまたま持っていたナイフで A の胸を突き刺して殺害した。この場合の X は、自身には殺意がなかったとしても、殺人罪の共同正犯の罪責を負う。

## 問題 10

他人の物を委託に基づいて占有している者と共同して横領行為をした者は、自らはその物を占有していなくても、委託物横領罪の共同正犯の罪責を負う。

## 問題 11

脅迫罪が成立するには、被告知者またはその親族の生命、身体、自由等に対する、一般に人を畏怖させるに足りる加害の告知が、被告知者に到達して認識される必要があるが、被告知者が実際に畏怖したことまでは必要ない。

## 問題 12

Xは、熟睡中のAに対し、わいせつな行為をしていたところ、覚醒したAに「お前だれやねん」と言われて騒がれ、衣服をつかまれたため、わいせつな行為をする意思を失い、その場から逃走するために、Aに暴行を加えて負傷させた。この場合、Xには強制わいせつ致傷罪は成立せず、準強制わいせつ罪および傷害罪が成立するにとどまる。

## 問題 13

Xが、他人の不動産を不法に占拠し、さらにその所有権を自己に移転する登記を不正に行った場合には、Xにその不動産に対する窃盗罪が成立する。

## 問題 14

同居の親族が占有しかつ所有する財物を窃取した場合は、刑法 244 条 1 項に基づき、窃盗罪の成立が否定される。

## 問題 15

強盗致死傷罪が成立するには、その致死傷の原因となった行為は、強盗の手段たる暴行・脅迫でなければならない。

## 問題 16

クレジットカードの会員規約で禁じられているにもかかわらず、かつ加盟店も本人確認が義務づけられ本人以外の利用を許容していない状況で、当該カードの名義人本人になりすまし、利用権限がないのに当該カードを利用して、加盟店でハンドバッグを購入した場合、当該加盟店がカード会社から購入代金相当額の立替払いを受けたとしても、当該ハンドバッグを客体とする、当該加盟店に対する 1 項詐欺罪が成立する。

## 問題 17

背任罪にいう「財産上の損害」の発生は、経済的見地から本人の財産状態を評価して判断するものであるから、金融機関の貸付担当者が任務に違背し、回収できる見通しのない貸付けを無担保で行った場合には、実際に弁済期において貸金の返済が得られなかったという事態の発生を待つことなく、貸付けの時点ですでに背任罪が既遂となる。

### 問題 18

Xは、Aから管理を委託されていたA所有の絵画を、Aに無断で、利得目的をもってBに売却し、Yは、その経緯をすべて知りながら、絵画を購入する話をBに持ちかけ、Bから絵画を購入した。この場合、もしBによる絵画の取得が民法上の即時取得の要件を満たすものであったならば、Yが絵画を購入した行為には盗品等有償譲受け罪は成立しない。

### 問題 19

逮捕勾留によって身柄を拘束されている犯人を釈放させるために、自分が真犯人であると偽って出頭する行為は、それによって犯人の身柄拘束が解かれた場合には犯人隠避罪に問われるが、犯人の身柄拘束が解かれなかった場合には同罪が成立しない。

### 問題 20

一般的職務権限を異にする部署に異動した公務員に対し、異動前の部署において過去になされていた職務行為に対する謝礼の趣旨で金品を供与したとしても、贈賄罪は成立しない。

**問題 21～30** [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。ただし、争いがある場合には判例の立場によるものとする。

**問題 21**

以下の【事例】に対する【決定要旨】の理解として、正しいものを 1 つ選びなさい。

**【事例】**

被告人は、午前 3 時 40 分頃、普通乗用自動車後部のトランク内に A を押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にしたうえで、同車を発進走行させた後、片側 1 車線のほぼ直線の見通しのよい道路上で、同車を停車させた。その停車の数分後、後方から普通乗用自動車が行き過ぎてきたが、その運転者 B は前方不注意のために、停車中の上記車両に至近距離に至るまで気づかず、同車のほぼ真後ろから時速約 60 キロメートルでその後部に追突した。これによって同車後部のトランクは、その中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていた A は、第 2・第 3 頸髄挫傷の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。

**【決定要旨】**

以上の事実関係の下においては、A の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に A を監禁した本件監禁行為と A の死亡との間の因果関係を肯定することができる。

1. 【決定要旨】は、条件説の立場でなければ説明できないものである。
2. 【決定要旨】は、A の死亡原因が、直接的には被告人の監禁行為にあることを前提とした判断である。
3. 【決定要旨】は、結果を直接引き起こした介在事情が第三者の甚だしい過失行為であっても、その結果は、被告人の行為の危険性が結果へと実現されたものであるとする評価と矛盾するものではない。
4. 【決定要旨】は、第三者が故意に自動車を衝突させた場合には、監禁行為と死亡結果との間に因果関係を認める余地はないとする趣旨を述べている。
5. 【決定要旨】は、第三者の過失行為と死亡結果との間に因果関係が認められれば、監禁行為と死亡結果については因果関係が認められないとする趣旨を述べている。

## 問題 22

以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 盗品の有償譲受けにあたる行為をした際に、盗品であるかもしれないと思いながら、あえてこれを買受ける意思であったという場合には、買受けた物が盗品であることの一定程度以上の確信があったとはいえないから、盗品等有償譲受けの罪の未必の故意は認められない。
- イ. 構成要件に該当する結果の惹起を「相手方と喧嘩になった場合」というように一定の事態の発生にかからせていた場合には、その犯行計画を遂行しようとする意思そのものは確定的であったとしても、故意は認められない。
- ウ. 他人の占有下にある物を、その占有を離脱した物であると誤信して領得した場合には、占有離脱物横領罪の成立が認められる。
- エ. 盗品であることを知らずに委託を受けて保管を開始した後、盗品であることを知るに至ったのに、なお本犯のために保管を続けたという場合、保管開始時に盗品であることの認識がない以上、盗品等保管罪の成立は認められない。
- オ. いわゆる規範的構成要件要素を含んだわいせつ物頒布罪（刑法 175 条）の故意の成立にとっては、ある文書に関して、問題となる記載の存在の認識とこれを頒布することの認識があれば足り、このような記載のある文書が 175 条所定のわいせつ性を具備するかどうかの認識までは必要ではない。

1. アイ    2. アウ    3. イエ    4. ウオ    5. エオ

### 問題 23

正当防衛と緊急避難について述べた以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 過失による侵害は「不正の侵害」とはなりえないため、それに対する正当防衛は認められず、緊急避難の成立のみが問題になる。
- イ. 他人の利益を防衛するための正当防衛は認められるが、他人の利益に対する危難を避けるための緊急避難は認められない。
- ウ. 正当防衛と緊急避難の要件として、条文上どちらも「やむを得ずにした行為」が必要とされているが、その具体的内容は異なり、正当防衛の場合には、他にとるべき手段がなかったことまでは必要ではない。
- エ. 緊急避難の成立のためには、避難行為によって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかったことが必要だが、正当防衛は、反撃行為により生じた結果がたまたま侵害されようとした法益より大きくても、成立しうる。
- オ. 過剰防衛も過剰避難も、その効果は刑の任意的減免である。

1. アイ    2. アウ    3. イオ    4. ウエ    5. エオ



## 問題 24

学生 A, B, C は、中止犯の減免根拠に関するつぎの I, II, III の【見解】のいずれかをとって、以下の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑥までのカッコ内から適切な語句を選んだとき、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

### 【見解】

- I. 行為者および将来犯罪を実行するかもしれない国民一般に対して犯罪の中止を奨励することによって法益を侵害から守ることに根拠を求める見解。
- II. 自ら生じさせた危険を自ら消滅させたことにより違法性が減少することに根拠を求める見解。
- III. 障害未遂と比べて行為者に対する非難が減少することに根拠を求める見解。

### 【会話】

A: B さんの見解に従えば、中止犯の成立は、行為者に反省・悔悟の情などがある場合に①（ア. 限定される, イ. 限定されない）はずだけど、それは刑法 43 条ただし書の条文にそぐわない。

C: それに、B さんの見解は、既遂犯の場合に 43 条ただし書の規定が②（ウ. 適用される, エ. 適用されない）ことと整合しないように思う。

B: 中止犯の成立に「真摯な努力」を必要とする裁判例の中には、その内容として倫理的に是認できる態度を要求する趣旨と解されるものもあり、それは③（オ. 私の立場に親和的である, カ. 私の立場と矛盾する）。

A: 裁判例の多くは、犯人が結果発生を防止するためにできる限りの行為をしているのかという意味で「真摯な努力」を問題にしているのであって、B さんのあげる裁判例は例外的じゃないかな。C さんの見解の場合、中止犯の効果である④（キ. 犯罪の成立の阻却, ク. 刑の減免）では、想定している効果は見込めないように思える。

B: それに、普通、一般人は、中止犯の規定の存在を知らないだろうから、その点でも C さんの見解は説得力を欠くと思う。

C: 刑罰法規も犯罪予防という政策を担うものだけど、⑤（ケ. 罰則の存在を知らない者にも適用されるから、その批判はあたらない, コ. 罰則の存在を知らない者には適用されないから、その批判は妥当する）。A さんの見解の場合、被教唆者が中止行為を行ったときに、教唆者にも 43 条ただし書の⑥（サ. 適用がある, シ. 適用がない）ことになるはずだ。それは、中止犯の効果が一身専属的と考えられていることにそぐわないと思う。

- 1. ①ア②エ⑤コ      2. ①ア④ク⑥サ      3. ①イ③カ⑥シ
- 4. ②ウ⑤ケ⑥シ      5. ②エ③オ④キ

## 問題 25

つぎの【事例】および【決定要旨】に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

### 【事例】

被告人とAは、A方において、Bに対して暴行を加える意思を相通じたうえで、約1時間ないし1時間半にわたり、竹刀や木刀でこもごもBの顔面、背部等を多数回殴打するなどの暴行(第1暴行)を加え、Bを負傷させた。その後、被告人は、「おれ帰る」と言っただけで、自分としてはBに対しこれ以上制裁を加えることを止めるという趣旨のことを告げず、Aに対しても、以後はBに暴行を加えることを止めるよう求めたり、Bを寝かせてやってほしいとか、病院に連れて行ってほしいなどと頼んだりせず、現場をそのままにして立ち去った。その後ほどなくして、Aは、Bの言動に再び激昂して、「まだシメ足りないか」と怒鳴って、Bの顔を木刀で突くなどの暴行(第2暴行)を加えた。Bは、A方において甲状軟骨左上角骨折に基づく頸部圧迫等により窒息死したが、この死の結果は、第1暴行と第2暴行のいずれにより生じたものかは断定できなかった。

### 【決定要旨】

被告人が帰った時点では、Aにおいてなお制裁を加えるおそれが消滅していなかったのに、被告人において格別これを防止する措置を講ずることなく、成り行きに任せて現場を去ったに過ぎないのであるから、Aとの間の当初の共犯関係が右の時点で解消したということはできず、その後のAの暴行も右の共謀に基づくものと認めるのが相当である。そうすると、原判決がこれと同旨の判断に立ち、かりにBの死の結果が被告人が帰った後にAが加えた暴行によって生じていたとしても、被告人は傷害致死の責を負うとしたのは、正当である。

- ア. 【決定要旨】は、共犯関係の解消の基準を、共謀およびそれに基づく行為の因果性が遮断されたか否かに求める立場と矛盾するものではない。
- イ. 【事例】を修正し、第1暴行の後、被告人がAに対し、それ以上の暴行を止めるよう説得し、いったんは翻意させるなど、AがBにさらなる制裁を加えることを防止するための格別の措置を講じたとしても、Aが再度翻意して第2暴行に及んだ場合には、共犯関係の解消が認められることはない。
- ウ. 【決定要旨】は、実行の着手前の離脱の場合に共犯関係の解消を認めるには、離脱者が、他の共犯者に対して離脱の意思を表明し、了承を得れば足りるとの趣旨を述べている。

エ. 【事例】を修正し、Bの死の結果が第2暴行により生じたものであることが立証された場合には、共犯関係の解消が認められるか否かにかかわらず、被告人の罪責は傷害罪にとどまることになる。

オ. 【事例】を修正し、Bの死の結果が第1暴行により生じたものであることが立証された場合には、共犯関係の解消が認められるか否かにかかわらず、被告人は傷害致死罪の罪責を負うことになる。

1. アウ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. エオ

## 問題 26

傷害の罪について述べた以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

ア. Xが、狭い室内において、Aを脅す目的で、鞘から抜いた日本刀をAの目前で数回振り回したところ、その日本刀がAの腹に突き刺さり、Aが失血死した場合、Aの身体に日本刀を接触させる認識がなかったとしても、Xには傷害致死罪が成立する。

イ. Xが、隣家に住むAに精神的ストレスにより障害を生じさせるかもしれないことを認識しながら、長期間にわたり、連日連夜、自宅の中で隣家に近い窓際付近に置いたラジオの音声や目覚まし時計のアラーム音を大音量で鳴らし続け、Aに精神的ストレスに起因する全治不詳の慢性頭痛症、睡眠障害、耳鳴り症の傷害を負わせた場合、Xには傷害罪が成立する。

ウ. 共犯関係にないXとYがそれぞれAに暴行を加え、Aが傷害を負った場合において、XYの各暴行が当該傷害を生じさせる危険性を有するものであることおよび各暴行が同一の機会に行われたものであることを検察官が証明したときは、Xが自己の関与した暴行が当該傷害を生じさせていないことを立証したとしても、Xには傷害罪が成立する。

エ. 共犯関係にないXとYがそれぞれAに暴行を加え、Aが死亡した場合、Xの関与した暴行と死因となった傷害の因果関係が証明されない限り、Xに傷害致死罪が成立することはない。

オ. XがAに暴行を加え、Aが死亡した場合、致死結果の予見可能性が認められない限り、傷害致死罪が成立することはない。

1. アイウ    2. アイエ    3. アウオ    4. イエオ    5. ウエオ

## 問題 27

つぎの【事例】に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

### 【事例】

Xは、殺意をもってAを刃物で刺して即死させ、その直後、その所持していた財布を奪った。

1. Xが、Aを刺殺する前から、財布を奪取するつもりであった場合、強盗殺人罪が成立し、財布を奪取した時点で、同罪は既遂に達する。
2. Xが、Aを刺殺する前から、財布を奪取するつもりであった場合、強盗殺人罪が成立し、Aの死亡時に同罪は既遂に達し、財布を奪った行為には占有離脱物横領罪が成立する。
3. Xが、Aを刺殺した直後に、財布を奪取する意思を生じた場合、奪取時点で殺害行為を利用する意思があれば、強盗殺人罪が成立する。
4. Xが、Aを刺殺した直後に、Aの死亡を認識しつつ財布を奪取する意思を生じた場合、殺人罪と窃盗罪が成立する。
5. Xが、Aを刺殺した後に、まだAが生存していると誤信しつつ財布を奪取する意思を生じた場合、殺人罪のほか、占有離脱物横領罪の限度で罪責を負う。

## 問題 28

以下の【決定要旨】を読み、詐欺罪および【決定要旨】の理解として、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

### 【決定要旨】

「入会の際に暴力団関係者の同伴，紹介をしない旨誓約していた本件ゴルフ倶楽部の会員である X が同伴者〔＝被告人〕の施設利用を申し込むこと自体，その同伴者が暴力団関係者でないことを保証する旨の意思を表している上，利用客が暴力団関係者かどうかは，本件ゴルフ倶楽部の従業員において施設利用の許否の判断の基礎となる重要な事項であるから，同伴者が暴力団関係者であるのにこれを申告せずに施設利用を申し込む行為は，その同伴者が暴力団関係者でないことを従業員に誤信させようとするものであり，詐欺罪にいう人を欺く行為にほかならず，これによって施設利用契約を成立させ，X と意を通じた被告人において施設利用をした行為が……詐欺罪を構成することは明らかである。」

- ア. 【決定要旨】は，X による本件の利用申込行為は，告知義務に違反した不作為による欺く行為であるとの判断を示している。
- イ. 【決定要旨】は，交付の判断の基礎となる重要な事項を偽ることが欺く行為には必要であるとする見解と矛盾するものではない。
- ウ. X から，ゴルフ場の利用申込みを受けた従業員が，たまたま同伴者が暴力団関係者であることを知りつつ利用を許したとしても，詐欺罪の既遂が成立する。
- エ. X が，ゴルフ場の利用料金を全額支払っている場合には，財産上の損害がないため，詐欺罪は未遂にとどまる。
- オ. 【決定要旨】によれば，X と被告人には，ゴルフ施設の利用という財産上の利益を取得したことによる2項詐欺既遂罪が成立する。

1. アイウ    2. アウエ    3. イウエ    4. イエオ    5. ウエオ

## 問題 29

つぎの【事例 1】における X, 【事例 2】における Y の罪責について述べた以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

### 【事例 1】

X は、A から手数料の支払を約束されたうえ、「盗品のバイクを売りたいから、買い手を探してほしい」と頼まれ、それを了承して A からバイクの引渡しを受けた。バイクは A が B から窃取したものであった。X は、買い手を探してバイクを売却し、買い手から代金として現金 30 万円を受領したが、これを A に渡さずに遊興費として費消した。

### 【事例 2】

Y は、法人 C の代表理事であったが、①C の所有する土地（以下「本件土地」という）に、D を抵当権者とする抵当権を設定したうえ、D を第 1 順位の抵当権者とする登記を了し、その後、②本件土地に、E を抵当権者とする抵当権を設定したうえ、E を第 2 順位の抵当権者とする登記を了した。Y はその後、③本件土地を F に売却し、所有権移転登記を了した。①、②、③はいずれも、Y が自己の借金の返済資金を得る目的で、C において財産処分のために必要とされていた手続を一切とらずに行われたものである。

ア. X には、盗品等有償処分あっせん罪が成立する。

イ. A によるバイクの引渡しは民法上の不法原因給付にあたり、バイクの民法上の所有権が反射的に X に移転することになるので、X がバイクの売却代金 30 万円を費消した行為について A に対する委託物横領罪が成立する余地はない。

ウ. Y の行為①には、C に対する業務上横領罪が成立する。

エ. Y の行為②には、D に対する背任罪が成立する。

オ. Y の行為③は、本件土地に対する C の所有権を侵害する行為であるが、C の所有権侵害は行為①の罪責の中ですでに評価されているため、不可罰となる。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

### 問題 30

以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. Xは、1人暮らしのAが不在であるのを見計らって、Aが居住している一戸建て家屋に放火し、当該家屋が全焼した。Aは、その日の朝から3日間の滞在予定で親戚の家に出かけており、放火当時は留守であった。この場合、Xには非現住建造物等放火既遂罪が成立する。
2. Xは、入居者がいるマンションにおいて、マンションの大規模火災を発生させようと考え、同マンションのBの居室内で、窓のところにかけられていた布製のカーテンに放火した。火災を発見したBが消火したので、カーテンがすべて焼け落ちたものの、可燃性建材でできた壁、床、天井など、カーテン以外の部分への延焼は回避された。この場合、Xには現住建造物等放火未遂罪が成立する。
3. Xは、マンションの居室内で壁に放火し、壁を焼損させたが、発見されて火が消し止められ、他の居室には延焼しなかった。Xが放火した居室は、入居者がおらず無人であった。この場合、Xが放火した居室の隣の居室には入居者がおり、かつ、当該マンションの建材や構造からみて隣の居室に火勢が及ぶ危険があったとしても、両居室の間に機能上の一体性が認められない以上、Xには非現住建造物等放火既遂罪が成立するにとどまる。
4. Xは、入居者がいるマンションにおいて、マンションの大規模火災を発生させようと考え、同マンション内に設置されていたエレベーターのかご（人を乗せて昇降する箱状の部分）の中に灯油をまいて放火し、かごの壁を焼損させたが、エレベーターの外には火勢が及ばなかった。この場合、エレベーターのかごの中は起臥寝食に使用する場所ではないため、Xに現住建造物等放火既遂罪は成立しない。
5. Xは、Cの自動車に放火することをYと共謀した。Yは、共謀に基づき、Cの一戸建ての自宅に出向いて、家屋に隣接した場所に駐車されていたCの自動車に放火し、自動車を焼損させた。Xが、Cの自動車は周辺におよそ可燃物が存在しない空き地に駐車されているものと考えていた場合、Xは故意を欠くため、Xに建造物等以外放火既遂罪の共同正犯は成立しない。

**【参加学生への告知事項】**（再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。